広報 たかのす
◎発行所・秋田県鷹巣町役場総務課
◎編集人・松尾精一
◎発行部数 (6,300部)
◎領価10円　◎郵便番号 018－3
◎印刷所・秋北新聞

基礎くい打ち始まる

役場新庁舎建設工事

町民待望の役場庁舎は、不燃性三階建三千六百八十七平方米で明年一月完成の予定で、いよいよ着工のはこびとなりました。

第四回町議会臨時会は六月二日午前十時から開かれ、役場庁舎建設工事を七千九百二十万円で、秋田市千秋城下町五番四五号、古久根建設株式会社秋田営業所と契約することを承認した。

工期は六月四日から明年一月三十日までとなっています。

施工者側からは古久根建設高橋専務取締役、小畑設計事務所など関係者十五名で神事で行なわれました。修祓のあと出川町長と高橋専務の手によってクワ入れされ、工事の無事完成を祈った。

工事現場では、すでに基礎くい打ちが行なわれ、本格的な工事にはいりました。

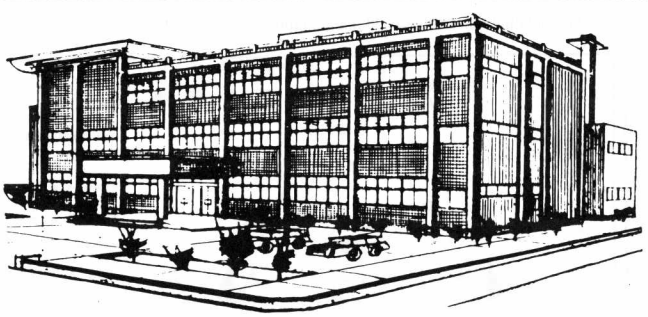

—役場新庁舎完成予定図—

地鎮祭を挙行

役場庁舎新築工事の地鎮神事で行なわれました。修祓のあと出川町長と高橋専務の手によってクワ入れされ、工事の無事完成を祈った。

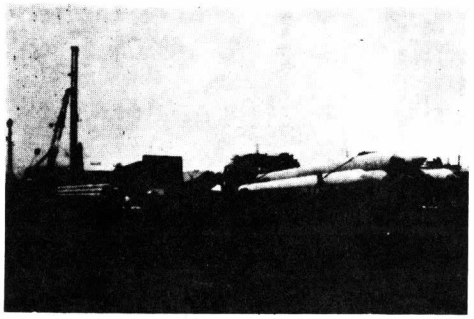

—工事現場では基礎パイル打ち—

新庁舎のあらまし

〈建設場所〉
鷹巣町鷹巣字東鷹巣九九番地の三（旧県立鷹巣農林高校第二校舎跡地）

〈敷地面積〉
五五七五平方米

〈庁舎面積〉
本館・三階建　二、四八九平方米
車寄　三二平方米
別館　一六二平方米
渡り廊下　四平方米

〈一階〉
玄関ホール、町民ホール、客溜、守衛室、町民課、保険衛生課、土木課、出納室、税務課、運転手控室、書類庫、書庫、別館（食堂、ボイラー室、電気室など）WC

〈二階〉
町長室、応接室、総務課、商工開発課、農林課、農業委員会、共済組合、教育委員会事務局、教育長室、電話交換室、計算室、会議室、WC

〈三階〉
議場、控室、議長室、議会事務局、会議室、大会議室、組合事務所、新聞記者室、WC

各階の部課室

報奨金の出る納期前納付

町民税、固定資産税をお納めになる場合に、まだ納期のきていない分もあわせて一度に納めると、前納額の百分の一に、前納月数を乗じて計算した額の報奨金がもらえます。

この方法は、納めるのを忘れたり、何回も納めるわずらわしさがなくなるばかりか、いまいった報奨金もらえますので、すごく便利でおトクな納税方法です。税通知書と印鑑を忘れずにお持ちください。

そして、積極的な自主納税にしぜんご協力いただけることになるのです。

かりに、年額四、〇〇〇円の町民税（県民税は除く）を一期のとき（たとえば六月三十日）に、全額お納めになったとすれば、一四〇円の報奨金がもらえることになります。

だんだんと、この方法をおとりになるかたがふえておられます。なお、報奨金はすぐにお渡ししております。

役場窓口以外の金融機関で前納されたかたも、報奨金の交付は出納室で行なっていますので、すぐ納税通知書と印鑑を忘れずにお持ちください。

—地鎮祭で出川町長のクワ入れ—

たばこは町内で買いましょう

町民税の額が年間 4,000円納める方の報奨金額

期別	2期	3期	4期	計
納期	8月	10月	翌年の1月	年税額
前納月数	2ヵ月	4ヵ月	7ヵ月	
納付額	1,000円	1,000円	1,000円	4,000円
報奨金	20円	40円	70円	140円

※6月中に全納した場合の例で、県民税額は含まれていません。

役場の事務改善がはじまる

役場新庁舎の建築もいよいよ着工の運びとなり、庁舎ができあがった場合、できる限り事務器械を導入し事務の簡素化、能率的な体制を整えるため町長の諮問機関として、協議会を設け住民サービスの向上と行政コストの引き下げを目的に次の要項を調査、審議します。

協議会が発足

①事務の流れと関連性②文書の取扱い③窓口ならびに町民ホールについて④庁舎の管理について⑤事務器械の調査⑥文書類の整理、保管について⑦その他、これに関連するもの。

協議会構成メンバー

会長＝笹原一（収入役）
会員＝堀内由蔵（税務課長）畠山喜代治（保険衛生課長）武田治（町議会事務局長）河田治郎（財政係長）、近藤次夫（農委事務長心得）松尾絢子（町民係）、小坂秀夫（賦課第二係）、岩谷利夫（農政係）

この調査から作られる統計は、国、都道府県や市町村での経済政策、地域開発計画、国民所得の推計、地方交付金の算定などのために欠くことのできない基本的な資料として使用されます。

お忙しいところ恐縮ですが、該当された事業所はこの調査の重要性をご理解いただき、ご協力くださるようお願いします。

事業所統計調査のお願い

総理府統計局では、七月一日から全国いっせいに事業所統計調査を行ないます。この調査は、国勢調査とならぶ国のもっとも基本的な統計調査で、事業所、工場、営業所、飲食店、旅館、映画館をはじめ、駅、学校、病院、神社、寺院にいたるまで、あらゆる種類の事業所について、経営組織、事業内容や従業者数などを調べ都道府県、市区町村ごとの事業所数、従業者数の規模やその他産業別構成を明らかにするもので、いわゆる日本の産業の見取図を作る統計調査です。

お気軽にどうぞ

町長面会日は毎月第一、第三火曜日です。

町を明るく豊かにするため、みなさんの町政に対するご要望をお寄せください。どんなことでもけっこうです。

鷹巣町教育委員会辞令

（6月6日付）

◇採用
高橋　勝蔵

主事を命ずる

鷹巣町公民館勤務を命ずる

郷土の遺品

縄文晩期の土面
麻生出土
直径14.8cm

おかあさんの社会科

明治以降の町の変遷 ⑤

消防の発達

わが国において消防の公的な制度ができたのは慶安三年（一六五〇）年江戸幕府が旗本に火防役を命じた「定火消」という消防隊を設置したのが始りであるといわれる。

近郷町村には常勤の消防員はなく、本町では鷹巣消防組がいちばん早く明治二十年七月十四日認可された。組織は頭取一名、副頭取二名、竜吐水掛四名、高張提灯持一名、平組二十五名、計三十四名であった。

社会の発展に即応する効率的な消防組織の育成するため、政府は「消防組織規則」（明治二十七年）を制定し、消防組を府県知事の所管掌として全国的な統一をはかった。

昭和十四年四月一日全国的一せいに「警防団」が発足、明治以来の消防組は解消された。この警防団は、戦時中、警察の指揮に属して防空防火に専念したが昭和二十三年三月市町村消防体制の強化を目的とした「消防団」が新たにできるまで続いた。本町には昭和三十年消防署が設置され現在にいたっている。

消火機械の近代化

ポンプは竜吐水（りゅうとすい）に始まり、腕用手引きのポンプが長かった。腕用手引きも一町村に一～二台ていどで、手押ポンプの操作には十数人を要した。十数人で押上げても十五分から二十分も押せば汗だくになり、非常に力を要して疲れやすいものであった。

消防組の人たちも、休日以外は田畑の作業に出ているので、半鐘の音で始めて駆集するのは野良から帰り、身仕度を整え股引、半纏、鷹丈、頭巾を着ける）、ポンプ置場へ集合し、おおかた出そろって出発するまでは、少し時間がかかった。そしてそのポンプを人が引いて走るのであった。鷹巣地区に手引きガソリンポンプが導入されたのは、昭和二年ころで、同四年にはポンプ自動車がお見えした。当時大館にはなく大館へ見せるため行ったこともあった。住吉町に住む和田喜代治さんは昭和三年に地下水を利用した消火せん（柱）を鷹巣農協わきに一本掘抜きしたのが消火せんのはじまり。消防自動車は現在、速水車を含めて十台になった。

小さな貯蓄が
お子さまの
未来をつくる

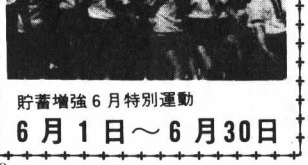

貯蓄増強6月特別運動
6月1日～6月30日

広報らん

〈税金と生活〉

土地税制の改正点

(1) 保有期間が五年をこえる個人の長期保有土地、建物などの譲渡益について、次のような分離比例課税が行なわれます。

〈売却の時期〉　（所得の比例税率）

昭和45・46年中……10％
〃 47・48年中……15％
〃 49・50年中……20％

(2) 昭和28年1月1日以前から保有している長期保有土地等の取得費は、その土地等の譲渡収入の5％相当額と実際の取得費のうちいずれか高い方による。

(3) 長期保有の土地等については次の特別控除が行なわれます。

〈宅地以外の土地、建物などの譲渡した場合〉

イ　収用対象事業のために土地などを譲渡した場合…一千二百万円

ロ　日本住宅公団などが土地区画整理方式により行なう宅地開発事業における先買いなど、旧都市計画法において収用権が認められていた事業のために土地等を譲渡した場合…六百万円

ハ　収用権を持たないが収用対象事業のための、特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合…三百万円

ニ　現に自己の居住の用に供している土地家屋を譲渡した場合…一千万円

ホ　その他の場合…百万円

(4) 保有期間5年以下の個人の保有土地、建物等の譲渡益の計算方法は他の所得と分離し、①譲渡益の40％相当額と、②通常の所得税の計算方法によるその譲渡益の税額の110％相当額とのうち、いずれか高い金額に所得税がかかる。

個人の居住用財産の買換制度は、昭和44年12月31日限りで廃止されます。

(6) 事業用資産の買換制度は期限到来をまって廃止されます。

(5) 個人の譲渡所得の税率は、昭和44年中に土地等を譲渡したときの譲渡益に対する課税は、前記の新しい課税方式を納税者が選択できます。

(8) 個人が昭和44年中に土地等を譲渡したときの譲渡益に対する課税は、前記の特例との選択ができます。

米の配給制度が変わりました

米穀配給制度の適正な運営と、米穀流通の近代化などを図るため、米穀配給制度が改善されました。

改善の主な点は次のとおりです。

①今まで消費者は特定の小売販売業者から配給を受けていましたが購入通帳に公共事業のために建物を解体、移転改築する場合、または火災により再建築するときは、町長の証明書を添付すると手数料が免除になります。

②家庭配給の今までの基準量一人一月当り十°°を十五°°に引き上げ、または、十二百万円の特別控除を、収用などの場合の買換特例との選択ができます。

十七°°（玄米）に一本化されました。

届けが必要です

建物の建築にはご注意ください

建物を建築するときは、建築確認申請書を工事に着手するまえに、役場の総務課管財係を経由し北秋田土木事務所の確認をうけなければなりません。

新築・増築・改築などをする場合、建築士または大工に相談して確認申請書を提出ください。

なお、国道の工事その他公共事業のために建物を解体、移転改築する場合、

精神薄弱者の巡回相談

北秋田福祉事務所では、精神薄弱者に対する巡回相談を次のとおり行ないます。

今月の納税

町県民税　第1期

納期限　6月30日

ごみ処理にご協力を

町直営でごみ処理を実施してからちょうど一ヵ年になりましたが、その間町民のみなさんのご協力により順調に操業ができたことを感謝しております。

ご承知のとおり私たちの生活が年々向上するにともない、ごみ汚物などとして出てくる廃物も急速に増大する状況にあります。そのため一部には不衛生処理の状態もあられ大変迷わくをこうむっている方も見受けられ、苦情の一因となっています。

こういう状態を解消するためには、町民のみなさんひとりひとりが他人に対する迷わくを考えて処理する充分心がけていただく方法がないのでは、町では家庭から出るごみは特別の場合を除き、無料で収集にあたっていますので、次のことについてご協力をお願いいたします。

一、ごみは定められた場所以外には絶対捨てないように願います。

二、ごみは燃えるごみと燃えないごみに分類して、定められた日時、場所まで容器に入れて運んでください。このさい水分のあるごみは充分水気を切って出すようにしてください。

三、ごみ、汚物などを特定の場所以外に勝手に捨てますと清掃法により処罰されることになっております。今後きれいな町づくりのため厳重に取締る方針ですから充分注意するようご協力をお願いします。

四、お化粧用ヘヤスプレー空かんを捨てる場合に、そのまま捨てないでかんに穴をあけて捨ててください。ごみの中に混っているため、そのまま焼却炉に投入する場合が多く爆発性があり、作業員にケガなど発生しておりますので、絶対にさけてください。

▽日時＝6月27日10時～15時▽場所＝公立米内沢総合病院▽相談事項＝①施設入所相談②職業委託及び職業相談③医療相談④教育、生活相談▽相談班＝公立米内沢総合病院精神科医・村木医師、県立精神薄更相談所長・同判定員、北秋田福祉事務所福祉司▽その他＝受診者の生歴などを聴取します。

▽受付場所＝秋田市山王四丁目一番一号、秋田県土木部建築課（案内書請求・詳細問合せも同じ）

米国派遣農業研修生募集

◎応募手続きなどくわしいことについては、役場農林課にお問い合わせください。提出期間は6月30日まで。

外国農業の仕組を研修し広く国際的視野に立って、世界農業の中の日本農業を認識し、わが国農業の一助とする目的で、農業研修生米国派遣制度を設け、意欲ある青年に渡航の道を開いたものです。

アメリカの受入団体

アメリカ4Hクラブ財団

派遣期間　2ヵ年

派遣人員　秋田県から2

募集期間　7月15日まで

応募資格　①農業従事者で将来も農業に従事しようとする意志の強い者②高校卒業以上③選考を受けた年の翌年の6月に満19歳以上、27歳未満で独身男子④語学は英語基礎的理解力があるもの。

一級建築士の試験あんない

昭和四十四年一級建築士試験が次のとおり行なわれます。

〈試験日〉

▽新制度＝学科8月23日、設計製図10月26日▽旧制度＝8月23日、24日

〈申込受付〉

▽受付期間＝6月12日～6月20日午前10時～午後4時

登録申請手続きなど不明な点については、もよりの木材関係協同組合、農林事務所林務課にお問い合せください。提出期間は6月30日まで。

木材（加工）業者の登録は6月30日まで

県では、木材関係の業務を営む者について登録制度を実施することになりました。

登録をしなければならない業者は県内で①薪炭用材及びほた木原木以外の素材製材製品、木材チップ、単板、合板、床板、集成材、たる丸、マッチ軸木、せん維板、削片板もしくはパルプの製造又は木材の防腐処理する業者、県外の木材加工業所で、県内において素材を購入する者です。

登録申請手続きは県内で①薪炭用材及びほた木原木以外の素材一五〇円（生活保護世帯は無料）

日本脳炎の予防接種日程表

対象地区名	第1回目 実施月日	第2回目 実施月日	実施場所	実施時間
竜鼻地区	6月10日	6月17日	竜鼻小学校	午後1時30分～2時30分
銀子地区	6月17日	6月24日	銀子公民館	午後1時30分～2時30分
七座地区	6月17日	6月24日	前山公民館	午後1時30分～2時30分
沢口地区	6月18日	6月25日	藤株　近藤医院	午後1時30分～2時30分
栄地区	6月20日	6月27日	栄小学校	午後1時30分～2時30分
七日市地区	7月2日	7月9日	旧七日市診療所	午後1時30分～2時30分
坊沢地区	7月8日	7月15日	坊沢小学校	午後1時30分～2時30分
鹿巣地区	7月16日	7月23日	鹿巣町公民館	午後1時30分～3時

（特集）のびゆく林業

いよいよ始まる　林業構造改善事業

（鹿巣町の総事業費）

6,200万円

経営規模拡大一約　200万円

林道の開設一約4,000万円

林業の機械化一約1,800万円

その他一約　200万円

（事業の具体的内容）

林業の機械化

造林されて居ます山、所有権の判然としない部落有林（入会林野）とか国有林などで活用の仕方により、住民のために役立つと思われる山林原野を活用しやすいようにする。具体的には①入会林野の近代化によって登記を無料で実施する。②分収造林の促進によって放置されたままになっている林地に分収契約を進める。③国有林野の活用によって経営規模の拡大を図る。協業体を組織（五人以上）し部分林を設定した場合経営の合理化を行ないます。

林道の開設

すでに代採でできる森林があるにもかかわらず、道路がないため伐採搬出できなかったり、また伐採可能な林地でありながら林材可能な林地であるところに林道を開設する。路巾二〇〇米以上の自動車の通れる林道で、構造改善事業の中でもっとも重要視されている。

経営規模の拡大

農作業を一部を組合が実行したり、あるいは個人が五人以上で協業体を作って機械を買いれることを進める。①素材生産の近代化を図るためチェンソー集材機トラックトラクターグレーン、ウインチ等の設置を行ない②植林又は補植の設置、植付機、②刈払機、③機械化の拡大、④チップ生産機械の設置をします。④チップ生産機械の設置を図るため、村内の遊休林地を利用する。③特殊林業機械の設置を図るため、村内の遊休林地を利用する。④チップ生産機械の設置を図るため、村内の遊休林地を利用する。

農作業に機械を買わせて、造林、素材生産などの林業組合に機械を買わせたり、トラクター、ウインチ等の設置、②刈払機、③機械化の拡大、④チップ生産機械の設置をします。④チップ生産機械の設置を図るため、村内の遊休林地を利用する。

補助と融資の内容

補助率 事業費の50％	補助率 事業費の70％ 融資 補助機の80％以内	補助率 事業費の約66％　(1)素材生産　(2)造林施設　(3)木炭生産 事業費の　50％　(4)特殊林産物 融資 補助機の80％以内

事業対象者

町 森林組合 生産森林組合 農事組合法人 森林所有者の協農体（5人以上） の希望者で申込条件にあった者	町 森林組合 生産森林組合 （部落、財産区、その他） の希望地で事業条件にあった場所	森林組合 生産組合 農協 林農者の協農体（5人以上） の希望者で申込条件にあった者

事業実施

1．林見構造改善事業は鹿巣町全域が事業対象になってますからどこの部落地区でも事業が出来ます。

2．事業の実施時期は今年（44年度）が計画年度で45年～47年度までの3ヵ年で事業を実施します。
事業希望者は8月末日まで申込んで下さい

3．事業内容の説明会希望があったら役場農林課に連絡すること。

4．今年（44年）9月中に林道等事業地の調査を行ないます。